

「ワクチン・検査パッケージ制度」に伴う 無料検査体制の構築

1 現時点で、無料検査の対象となる方

飲食、イベント、旅行等の活動に際して、民間事業者が独自に行うワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する取組みを利用する場合(令和4年3月31日まで)

対象者：健康上の理由や年齢制限（12歳未満）などによりワクチン接種を受けられない方

2 今後、無料検査の対象となり得る方

(1) 政府、県が行動制限の要請を行った場合

政府、県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく行動制限の要請を行う中、行動制限の緩和措置を受ける「ワクチン・検査パッケージ制度」を利用する場合

対象者：健康上の理由や年齢制限（12歳未満）などによりワクチン接種を受けられない方

(2) 感染拡大傾向時に知事が無料検査の受検要請を行った場合

感染拡大傾向時に、知事が特措法に基づき、感染不安を感じる無症状の県民に対して検査の受検を要請した場合

対象者：要請に応じて受検する県内在住の方（ワクチン接種の有無は問いません。）

(3) 観光キャンペーンを利用する場合

観光キャンペーンを利用する場合（感染が落ち着いている場合も含む）

対象者：健康上の理由や年齢制限（12歳未満）などによりワクチン接種を受けられない方

※感染が落ち着いている場合の12歳未満の方は、同居する親等の監護者同伴により検査不要

<ワクチン・検査パッケージとは>

ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認することにより、感染拡大を防止しながら、会食・イベントの人数制限や県境をまたぐ移動の制限等の、緊急事態宣言やまん延防止措置等における様々な行動制限を緩和するもの。ただし、感染急拡大時等においては、ワクチン・検査パッケージを適用せず、より強い行動制限を要請することがある。